

新	旧	備考
限度額設定型貿易保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略) <u>令和2年2月28日 一部改正</u>	限度額設定型貿易保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略)	
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)	
(保険料) 第4条 保険契約者は、限度額設定型貿易保険の保険料を、保険契約の締結時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。 2 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、限度額設定型貿易保険の保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を<u>保険契約締結日の6月後の応当日又は日本貿易保険が特に認めた場合にあっては</u>日本貿易保険の指定した日（保険契約締結日の6月後の応当日より前の日に限る。）に納付することができる。ただし、保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。 3～5 (略)	(保険料) 第4条 保険契約者は、限度額設定型貿易保険の保険料を、保険契約の締結時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。 2 保険契約者は、日本貿易保険が認めた場合、限度額設定型貿易保険の保険料の額の100分の50を<u>保険契約締結日の6月後の応当日又は日本貿易保険が特に認めた場合にあっては</u>保険契約の締結時に、100分の50を日本貿易保険の指定した日（保険契約締結日の6月後の応当日より前の日に限る。）に納付することができる。ただし、保険金支払限度額を増額した場合に納付すべき保険料については、この限りではない。 3～5 (略)	
(免責) 第5条 約款第9条第1号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。 一～三 (略) <u>四 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等</u> <u>五</u> その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの	(免責) 第5条 約款第9条第1号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。 一～三 (略) <u>四</u> その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの	

新	旧	備考
第6条～第17条（略） <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	第6条～第17条（略）	